

令和5年12月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和5年度北塩原村農業委員会総会12月定例会 議事録

1. 開催日時

令和5年12月20日（水）午後3時30分～4時40分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	岩 田 多 吉	出
農業委員	1	五十嵐 大	出
〃	2	小 椋 隆 子	出
〃	3	中 川 博 之	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武 藤 吉 博	出
〃	—	武 藤 正	出
〃	—	五十嵐 忠之	出
〃	—	高 畑 忠 弘	出
〃	—	佐 藤 周	出
〃	—	佐 藤 照 明	欠

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 令和5年度農地利用状況調査結果の共有をするため、推進委員全員を招集した。在任委員6名中5名が参加した。

4. 欠席委員

推進委員 佐藤 照明 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

第5 提出議案

- ・議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
- ・議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第6 その他

- ・令和5年度農地利用状況調査結果について
- ・令和5年度農業委員会だよりについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠 藤 久 彦

事務局班長 渡 部 達 也

事務局主事 宍 戸 開

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和5年度北塩原村農業委員会定例総会12月定例会を開会いたします。
会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨 拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでござい

ます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員 7 名中 7 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、農地利用最適化推進委員全員に出席頂いております。なお、推進委員の佐藤 照明委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第 13 条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、4 番 二瓶 睦夫委員、5 番 蓮沼 喜久雄委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より説明をお願いします。

■事務局

（ 事務局説明 ）

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

続いて、報告事項「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局より報告をお願いします。

■事務局

(事務局報告)

■議長

報告は終了しました。本件に関して、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で、報告事項、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について終了いたします。

■議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。今月は、3件ございます。

議案第1号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

それでは、議案第1号、番号1番について説明いたします。

1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇 〇〇さん、76歳、関屋字〇〇〇の方。譲受人は、息子の〇〇 〇〇さん、51歳、会津若松市〇〇〇の方でございます。

2、申請する農地の所在地及び面積は、関屋字〇〇〇の農地、6筆、合計 10,761 m²でございます。なお、6筆すべて共有地で、〇〇さんの持分について所有権移転するという内容になっています。

3、権利を設定しようとする事由については譲渡人、譲受人ともに生前贈与でございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、許可日以降。権利の存続期間は永年。無償での譲渡になります。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。

以上、地元農業委員の意見としまして、6番、岩田 多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和5年12月20日提出、北塩原村農業委員長 星 源嗣。以上で議案第1号、番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。本件の調査委員であります、6番、岩田多吉委員より調査結果について報告をお願いします。

■6番、岩田 多吉委員

12月13日に〇〇 〇〇さんを訪問して内容の確認をおこないました。〇〇 〇〇さんにも電話で確認をおこないました。親から子への生前贈与であり、お互い合意ができているとの確認が取れたため、許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ござい

ませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

蓮沼 喜久雄委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。

(蓮沼 喜久雄委員 退席)

■事務局

番号2番について、

1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇 〇〇さん、43歳、北山字〇〇〇の方。譲受人は、蓮沼 喜久雄委員でございます。

2、申請する農地の所在地及び面積は、北山字〇〇の農地、2筆、合計 606 m²でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、譲渡人は兼業による経営縮小、譲受人は相手方の要望でございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、
権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、許可日以降。権利の存続期間は永年。土地の対価は100,000円、10aあたりにすると165,000円です。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。

以上、地元農業委員の意見としまして、6番、岩田 多吉委員に確認していただきました

ところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和5年12月20日提出、北塩原村農業委員会会長星 源嗣。以上で議案第1号、番号2番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、岩田 多吉委員より調査結果について報告をお願いします。

■6番 岩田 多吉委員

12月14日に譲渡人・譲受人を訪問して話を聞いてきました。もともと蓮沼委員が借りて使っていた農地について、今後、耕作する予定はないため買ってくれないか、と相談したところ、承諾が得れたため、今回の売買に至ったとのことでした。

お互い売買に合意しており、もともと譲受人の蓮沼委員が使っていたということで、許可の要件も満たしていると考え、許可相当と判断いたしました。

■議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号、番号2の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号2番の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

審議が終了いたしましたので、蓮沼委員の入室を許可します。

■議長

続いて議案第1号、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号3番について、

1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇 〇〇さん、74歳、下吉字〇〇の方。
譲受人は、〇〇 〇〇さん、75歳、同じく下吉字〇〇の方でございます。
2. 申請する農地の所在地及び面積は、下吉字〇〇の農地、1筆、合計 945 m²でございます。
3. 権利を設定しようとする事由について、譲渡人は高齢、兼業による経営縮小、譲受人は経営規模の拡大でございます。
4. 権利を設定しようとする契約の内容について、
権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、許可日以降。権利の存続期間は永年。土地の対価は330,750円、10aあたりにすると350,000円です。
5. 権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。

以上、地元農業委員の意見としまして、3番 中川 博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和5年12月20日提出、北塩原村農業委員長 星 源嗣。以上で議案第1号、番号3番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番 中川 博之委員より調査結果について報告をお願いします。

■3番 中川 博之委員

12月10日（日）に譲渡人、譲受人を訪問して話を聞いてきました。譲受人は申請地の周りの田んぼを去年、売買で取得しています。今回は残っていたこの農地についても話がまとまったため、取得の申請をしたということでした。まともると一枚の田んぼになるそうで

す。お互いに合意しており、要件も満たしていると考えます。許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号、番号3番の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号3番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

それでは、次の議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は2件ございます。

議案第2号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

武藤 正委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。武藤 正委員は退席してください。

(武藤 正委員 退席)

■事務局

議案第2号、農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては、再設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）ですが、〇〇 〇〇さん、59歳、北山字〇〇〇の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）ですが、武藤 正推進委員でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇〇、北山字〇〇〇の農地4筆、合計面積は2,438㎡でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの約5年間。賃借料の額は年額で36,570円。10アール当たりになおすと15,000円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼 喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和5年12月20日提出、北塩原村農業委員会 会長 星 源嗣。以上で議案第2号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

12月9日、10日に両名に電話して確認をおこないました。内容も申請のとおりで問題はないと確認が取れましたので許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ な し ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定すること

にご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号1番、農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

審議が終了いたしましたので、武藤 正委員の入室を許可します。

■議長

続いて、議案第2号、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号2番、こちらは、再設定です。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）ですが、〇〇 〇〇〇さん、74歳、北山字〇〇の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）ですが、〇〇 〇〇さん、76歳、北山字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇、〇〇〇の農地3筆、合計面積は6,496㎡でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和6年1月1日から令和11年12月31日までの6年間。賃借料の額は年額で97,440円。10アール当たりになおすと15,000円、毎年村賃借料情報を参考に決定するということです。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、星会長に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和5年12月20日提出、北塩原村農業委員長 星 源嗣。以上で議案第2号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員の私から報告します。

■7番 農業委員 星 源嗣

12月9日に〇〇さん宅を訪問して話を伺いました。借受人の〇〇さんも、田んぼをうな
って、すでに来年の準備も万端であり、やる気は十分、許可相当と判断をしました。

前回の申請でもそうだったのですが、土地の名義が亡くなっている夫の名義になったまま
になっております。2分の1の権利があることは、戸籍で確認をしておりますが、相続手続
きを早めにして頂くように説明を行いました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することに
ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号2番、農用地利用集積計画について、申請の通
りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

以上で、本日の報告事項並びに協議事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座
を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。令和5年度農地利用状況調査結果について事務局から説明をお願いします。

■事務局

(令和5年度利用状況調査結果について報告、説明)

■局長

ありがとうございました。続いて、令和5年度農業委員会だよりについてお願いします。

■事務局

(令和5年度農業委員会だよりについて説明)

■事務局長

他に何かございますか。

■委員

(な し)

■事務局長

では、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 5年12月20日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ㊞

議事録署名委員 4番 二瓶 睦夫 ㊞

議事録署名委員 5番 蓮沼 喜久雄 ㊞